
アシストバッテリー リサイクル・回収マニュアル

〈eK ワゴン・eK スペース〉

目次

1. はじめに	2
2. アシストバッテリーのリサイクル・回収システム概要	4
3. アシストバッテリーの保管時の留意点	5
4. 梱包時の留意点	5
5. 液漏れ時の対応方法	5
6. 約 款	7

1. はじめに

- このマニュアルは三菱自動車工業株式会社の「eKワゴン・eKスペース アシストバッテリー」のリサイクル・回収マニュアルです。
- 電池パックの取りはずし方法については、別ファイル「eKワゴン・eKスペース アシストバッテリーの取り外し」の該当する項目をご覧ください。
- 三菱自動車工業株式会社では転売・譲渡等による専用車両以外への eKスペース用アシストバッテリー(改造等を含む)による事故・損害等については責任を負いかねます。
- 転売・譲渡等の結果、事故防止を目的とする使用環境の制限、使用条件の制限、設置据付条件の制限、使用前準備の制限、使用者の制限、予測される誤使用の禁止、保守・点検、異常時の処置等についての告知がされないことにより事故が起こった場合、転売・譲渡等をされた解体業者様の製造物責任が問われる可能性がありますので、絶対に転売・譲渡等を行わないでください。



車体からeKワゴン・スペース用電池パックを取りはずす際の 注意点

- (1) eKシリーズには、通常の鉛電池と専用のアシストバッテリー(12V)の2種類のバッテリーユニットが搭載されています。

使用済みとなったeKシリーズを解体する場合には、この2種類のバッテリーユニットを取りはずしてください。

通常の鉛電池の取り扱いは、通常の自動車用鉛電池と同様に取りはずし、処理をしてください。

- (2) アシストバッテリーを取りはずす際の重機による解体の禁止。

使用済みとなった車の電池パックは基本的に充電状態にあり、バッテリーユニット本体が破損した場合、スパークや発火、液漏れ事故の原因となるため、ニブラー(自動車解体機)や重機など、電池パック本体を破損させる恐れのある方法で取り出すことは絶対にしないでください。

- (3) アシストバッテリーの引き取りをお断りする場合。

当マニュアルに従わず、意図的に電池パックを分解したもの、あるいは重機等を使用して取りはずしたために破損したものなどは、電池パックの輸送時の安全性確保に支障をきたす恐れがあることから、引き取りをお断りする場合がありますので、あらかじめご注意ください。

 **アシストバッテリーを取りはずす際、および取りはずした後、絶対守っていただきたいこと**

- (1) 絶対に転売・譲渡・改造等をしないでください。
- (2) 廃車より取りはずされたアシストバッテリーは安全上の事故防止のため、「電池引取受付センター」により速やかに回収を行っていますので、回収にご協力ください。
- (3) 適切に回収されずに第三者がアシストバッテリーの高電圧部位に触れた場合に、感電事故などが発生する恐れがあり大変危険です。
- (4) 適切に回収されず、事故が起こる場合として、次のようなことが想定されます。
 - ① 適切に回収されず、不法投棄または放置され、第三者が高電圧部位に触れてしまい、感電事故が発生する。
 - ② 用途(専用の eK ワゴン・eK スペース車)以外で アシストバッテリーを使用(改造等を含む) しますと、感電事故、発熱・発煙・発火・爆発事故等が発生し、人体に重大な危害を加える可能性があります。
- (5) 特に、転売・譲渡等を行いますと、相手方でこれらの危険性が認識されず、事故につながり易くなります。
- (6) 車両からアシストバッテリーを取りはずした後は、速やかに「電池引取受付センター」にご連絡をいただき、回収にご協力ください。

使用済みアシストバッテリーの確実な回収にご協力を

平成 24 年（経済産業省・環境省）省令第 1 号により、使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称：自動車リサイクル法）施行規則が 2012 年 2 月 1 日に改正、施行され、事前回収物品に「リチウムイオン電池」と「ニッケル・水素電池」が追加されました。詳細は、使用済自動車の再資源化等に関する法律 第 16 条第 2 項及び同施行規則第 9 条第 2 号 をご参照願います。

2. アシストバッテリーのリサイクル・回収システム概要

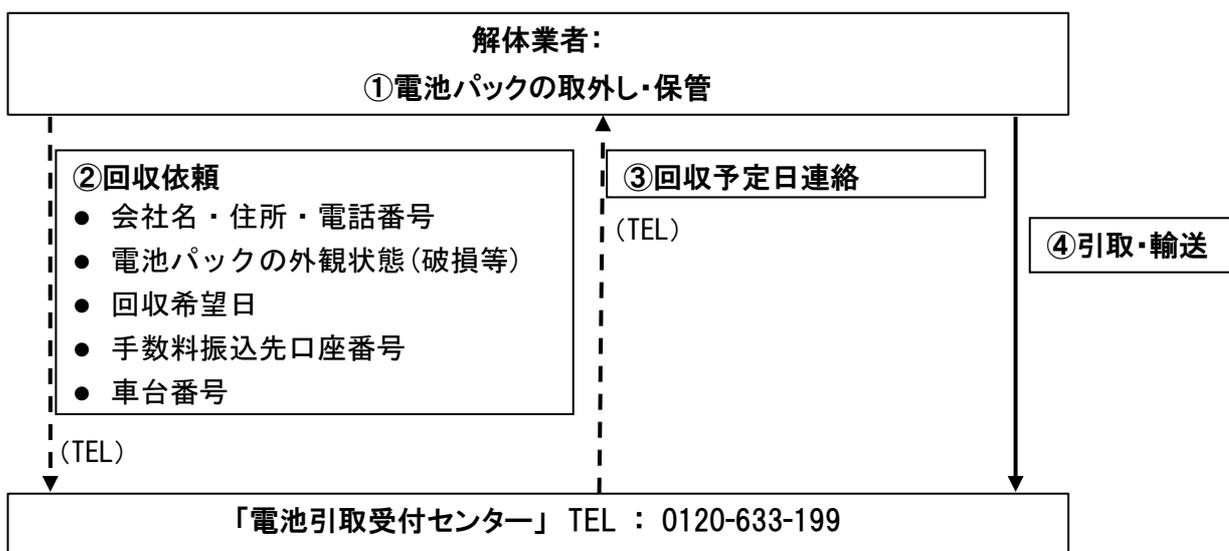
- アシストバッテリーは、リサイクル可能なものです。
- なお、アシストバッテリーを搭載したまま車両のソフトプレス等を行うと、発火・発煙などの恐れがありますので、必ず取りはずして、「電池引取受付センター」に連絡してください。

解体業者の皆様のご具体的な作業は以下のとおりお願いします

- (1) アシストバッテリーの取りはずし・保管
(別冊「アシストバッテリー取りはずし方法」を必ずお読みください。)
- (2) 「電池引取受付センター」に電話にて回収依頼を行ってください。その際に、アシストバッテリーの外観状態(破損等)をお知らせください。

「電池引取受付センター」 TEL : 0120-633-199

- (3) 回収予定日に運送業者が引取に伺いますので、アシストバッテリーを引き渡してください。



アシストバッテリー取りはずし手数料:1,000 円/個 (消費税込み 2014 年 2 月現在)

※金額は予告無く変更する場合がありますので、ご了承ください。

- 本手数料は、アシストバッテリーの回収拠点に到着後、現品を確認後にお支払致します。
- 25 日(当日が土日となった際は翌営業日)が締日となります。締日以前に到着分は翌月末に手数料を振り込みによるお支払いとなります。締日以降到着分は、翌月締日までの到着分と合わせ翌々月の手数料お支払となることをご了承ください。

3. アシストバッテリーの保管時の留意点

- 正しい取り扱いをしないと、生命にかかわるような重大な傷害を受ける恐れがあります。
 - (1) 絶縁被覆のない電圧端子に触れるときは、テスターで電圧が 0V であることを確認する。
 - (2) 破損させるような衝撃を与えない。(フォークリフト等による突き刺し・高所からの落下等)
 - (3) 取りはずし後のバッテリー側端子は、絶縁手袋を着用し、絶縁テープを貼り絶縁する。
 - (4) アシストバッテリーの分解は絶対にしない。
 - (5) 取りはずしたアシストバッテリーは火に近づけたり、長時間直射日光にさらされたり、高温になる場所で保管しない。
 - (6) 保管は雨水にぬれない場所にする。

4. 梱包時の留意点

- 梱包には汎用の梱包材をご案内しています。その際必ず 1 電池 1 梱包としてください。
- 複数バッテリーを排出する際は、バッテリー数の梱包をお願いします。物流管理・安全性確保やリサイクルの工程管理、取り外し手数料のお支払など、種々管理の都合上何卒ご理解ご協力をお願いします。

5. 液漏れ時の対応方法

- アシストバッテリー液漏れ時は、以下の要領に沿って中和作業を行ってください。
- バッテリー液が目に入ったり皮膚に付着しないよう十分に注意してください。万一、目に入ったり皮膚に付着した場合は、直ちに大量の水で洗浄した後、専門医の診断を受けてください。
- 漏れ出たバッテリー液に第三者が不用意に触れることの無いように、周囲の人に注意を喚起するために「液漏れ処理中！！危険！触るな」などの表示を行ってください。

注意

アシストバッテリー液はアルカリ性のため有害です。また、無色透明のため見ただけでは判別できません。

バッテリーの液漏れの確認・対処方法

赤色リトマス試験紙により変色の有無を確認してください。青色に変化した場合、バッテリーの液漏れの可能性が高いため、下記の手順により飽和ホウ酸水で中和作業を行ってください。

- (1) 耐アルカリ性のゴム手袋・保護メガネを必ず着用の上、作業を行ってください。
- (2) 赤色リトマス試験紙、飽和ホウ酸水を準備ください。
 - * 赤色リトマス試験紙、ホウ酸は薬局で購入できます。
 - * 飽和ホウ酸水の作り方：ホウ酸800gを水20Lに溶かす。
- (3) 赤色リトマス試験紙を漏れた液につけ、変色の有無を確認してください。青色に変化した場合、変色がなくなるまで飽和ホウ酸水をかけてください。変色がなくなれば中和ができています。中和を確認後ウエス等で漏れた液をふき取ってください。
- (4) 中和作業中に、ガスが発生する場合があります。野外では風上側から、屋内の場合は十分に換気を行いながら作業を行ってください。
- (5) バッテリー液が皮膚に触れた場合、直ちに大量の水で洗い流してください。また衣服に付着した場合、直ちに脱いでください。
- (6) バッテリー液が万一目に入った場合、こすらずに直ちに大量の水で洗い流してから専門医の診断を受けてください。
- (7) 中和作業が完了しましたら、乾いたウエス等で包んだ後、丈夫なビニール袋へ入れ、ガムテープで封印してください。

6. 約 款

使用済みとなった アシストバッテリー回収・リサイクルについて、以下のとおり定めます。本マニュアル記載事項をご理解の上、安全な回収にご協力ください。

(1) 回収対象バッテリー

eK スペース搭載のアシストバッテリーで、使用済みとなったものとします。

(2) 回収対象とする排出事業者

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)第 60 条に定める解体業の許可を有する解体業者、および自動車整備業者(以下、合わせて排出事業者)から排出されたものを回収いたします。

(3) 回収対象電池パックの引き渡し要領等

まずは、「電池引取受付センター」にご連絡ください。

「電池引取受付センター」が、排出事業者様から回収依頼連絡を受けた場合、排出事業者様宛に、①引取先会社名、住所、電話番号、電話番号 ②電池パックの外観状態 ③引取希望日 ④取外し手数料振込み先口座番号をお聞きいたします。

後日、 運送業者が伺いましたらアシストバッテリーを引き渡してください。

(4) 運送形態(荷姿)

「電池引取受付センター」に回収依頼連絡をしていただいた際に、運送形態(荷姿)をご案内いたします。なお、 アシストバッテリーは 1 個単位から引き取ります。

(5) 引き渡し先に関する注意

排出事業者様が、「電池引取受付センター」に連絡することなく、独自に運送会社に引き渡した場合は、すべての必要費用は排出事業者様のご負担となりますので、ご注意ください。

(6) 電池パックの所有権

電池パックの所有権は、 排出事業者様が、 運送業者に引き渡した時点で、 排出事業者様から三菱自動車工業株式会社に移転するものとします。

(2015 年 7 月) 本マニュアルの内容は予告なく変更する場合があります。